

○分離適格振替国債の指定等に関する省令第二条第一項に規定する固定の利付国庫債券を定める件

平成十五年一月六日

財務省告示第二号

分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第二条第一項に規定する固定の利付国庫債券を次のように定め、平成十五年一月六日から発行する国債について適用する。

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第二条第一項に規定する国債（個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第二条に規定する個人向け国債及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第十九条に規定する特例国債と名称及び記号を同じくする国債として発行されたものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 利付国庫債券（二年）
- 二 利付国庫債券（五年）
- 三 利付国庫債券（十年）

- 四 利付国庫債券（二十年）
- 五 利付国庫債券（三十年）
- 六 利付国庫債券（四十年）
- 七 クライメート・トランジション利付国庫債券（二年）
- 八 クライメート・トランジション利付国庫債券（五年）
- 九 クライメート・トランジション利付国庫債券（十年）
- 十 クライメート・トランジション利付国庫債券（二十年）

（最終改正 令和五年財務省告示第三百二十三号）